

社会福祉法人上富田町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という。）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行なうことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行なう。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行なう。
 - 4 事業の運営にあたっては、上富田町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 上記のほか、田辺市指定居宅介護支援等の人員等に関する基準等を定める条例を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会上富田福祉センター
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1
上富田福祉センター 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所（以下「本所」という。）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名（常勤兼務1名）

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行なうとともに従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。

(2) 介護支援専門員5名（常勤専従4名・常勤兼務1名）

それ以上については利用者及び業務の状況に応じて増員する。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行なう。

(3) その他の補助職員：利用者及び業務の状況に応じて配置する。

補助職員は管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により連絡が24時間対応可能な体制とする。

(4) 台風上陸・及び自然災害の発生の危険性がある場合には、事業中止や営業時間の短縮等の措置を取る。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：上富田福祉センター内

(2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン方式

(3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅を基本とし医療機関、入所施設等にて開催。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(通常の仕事の実施範囲)

第7条 通常の仕事の実施範囲は、上富田町の区域とする。

(利用料等)

第8条 介護報酬の告示上の額とする。

- 2 通常の仕事の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する費用は、第1項を除きその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から実施地域を越えた地点から、片道おおむね3km未満は無料とする。
 - (2) 事業所から実施地域を越えた地点から、片道おおむね3km以上の場合は、1kmごとに200円を加算する。
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 その他、利用者等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減免又は免除することができる。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居室を訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待の発生と身体拘束防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生または身体拘束を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生または身体拘束対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待と身体拘束防止のための指針を整備する。
- (3) 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに介護支援専門員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 新規採用時には必ず、虐待防止の研修を実施する。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための人権擁護推進員を配置する。

- 2 当該事業所の介護支援専門員や利用者の家族等による虐待等を受けたと考えられる利用者を発見した際には、速やかに市町村に通報するものとする。利用者及びその家族からの虐待に係る相談を利用者から市町村への虐待の届出について適切に対応すること。

(感染症対策に関する事項)

第11条 事業所において、感染症の予防及びまん延防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

- (1) 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 当該事業所の介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第13条 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 各団体の主催する研修への随時の参加
- (2) 居宅介護支援事業研修計画に基づいた研修予定を作成し定期的な研修と必要に応じて事業所内の検討会の実施
- 2 地域包括支援センターからの困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する。
- 3 職員は業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、引き続きこれら秘密を保持させるため就業規則に定めると共に誓約させる。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成15年 8月 1日から施行する。
 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。
 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。
 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成20年 2月 1日から施行する。
 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。
 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
 この規程は、平成23年 8月 17日から施行する。
 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成26年 11月 1日から施行する。
 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
 この規程は、令和元年 5月 16日から施行する。
 この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。
 この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
 この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
 この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
 この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
 この規程は、令和5年 9月 1日から施行する。
 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。